

加入審査において用いる確定申告書の職業欄表記基準（第2版）

協同組合日本イラストレーション協会

2024年2月1日施行

JILLA 加入審査においては、確定申告書の職業欄表記を下記のとおり取り扱います。

なお、同欄において下記カテゴリ【1】、カテゴリ【2】の表記がなされていても、カテゴリ【3】のいずれかに該当する場合は、組合員資格を満たさないと見込まれるものとします。

記

【1】組合員資格があると見込まれるもの（23）

1	イラストレーション制作・イラスト制作
2	イラストレーター
3	アニメーター
4	デザイナー
5	デザイン業
6	デザイン制作
7	エディトリアルデザイナー
8	キャラクターデザイナー
9	グラフィックデザイナー
10	パッケージデザイナー
11	広告デザイナー
12	CGデザイナー
13	DTPデザイナー
14	WEBデザイナー
15	画家
16	絵本作家
17	原画師
18	挿絵家
19	美術・絵画修復家
20	装丁画家
21	背景画家
22	版画家
23	漫画家

（次頁に続く）

【2】 組合員資格が含まれると見込まれるもの (14)

1	クリエイター
2	ゲームデザイナー
3	商業デザイナー
4	UI・UX デザイナー
5	アートディレクター・プロデューサー
6	クリエイティブディレクター・プロデューサー
7	WEB ディレクター・プロデューサー
8	コンセプトアーティスト
9	レタッチャー
10	絵師
11	編集者
12	漫画編集者
13	「サービス業（デザイン）」 ※会計ソフトの選択肢によるもの
14	その他（【3】に掲げるもの以外で資格を満たしていると考えられるもの）

【3】 組合員資格を満たさないと見込まれるもの (6)

1	確定申告書の職業欄において上記【1】【2】に該当しないもの
2	被雇用者、副業、趣味、無職と考えられるもの
3	事業売上が著しく少ない、または独立開業後の売上が確認できないもの
4	職業、業務内容が空欄もしくは判然としないもの
5	公文書において申請者による加筆修正を疑われるものが提出されたもの
6	書類不備その他の理由により組合員資格を満たすと判断できないもの

(留意事項)

- ・ 本基準は、2024年3月審査分より適用します（2月申請、3月5日締切分）。
- ・ 複数業種併記の場合、そのうち1つが【1】【2】に含まれていれば審査対象です。
- ・ 実際の業務内容や退職時期等について個別に事情をお伺いする場合があります。
- ・ 提出作品は、添付された確定申告書の対象期間中に納品（販売）されて売り上げがあったものとし、納品（販売）先、納品（販売）日等をお知らせいただきます。
- ・ 基準は毎年2月を目途として必要に応じて見直すことがあります。

以上